

㊦ 互助組合資金貸付申込書の記入上の注意等

1 貸付申込の締切日等

締切日（必着）	毎月 1 日	毎月 10 日	締切日、送金日が土、日、祝日の場合は、その前日
送金日	締切月の 19 日	締切月の 28 日	

2 次の場合は、貸付を行うことができません。

- (1) 貸付を受けたとしたならば、当互助組合及び公立学校共済組合の償還月額の合計が、給料月額の 30%を超える貸付の申込みをする場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 貸付申込みの日において、新規採用で組合員期間が 6 月未満の場合
- (4) 貸付申込みの日において、未成年の場合。ただし、法定代理人による同意書及び続柄を確認できるものを提出すればこの限りではありません。
- (5) 住宅災害資金貸付の申込みの日において、定年退職まで 5 年未満の場合。ただし、退職手当受取りの金融機関を指定するもの及び退職手当受取りの権限を理事長に委任するものを提出すればこの限りではありません。
- (6) 既貸付の償還済み回数が、24 回に満たない同一種類の貸付を申込みされた場合
- (7) 貸付を受けたとしたならば、給料の全部又は一部の支給を受けないこと等により、初回の償還金が給料から控除できない場合

3 申込書は、黒又は青のボールペンを使用し、記入してください。

4 黒ぬり部分は記入しないでください。

5 貸付種類欄は、種類に応じ次のコード番号を記入してください。

種類	一般	特別	住宅災害	訴訟
コード	5 1	5 B	5 C	5 D

6 貸付区分欄は、いずれかを○で囲んでください。

新規＝該当種類の貸付を新たに受ける場合

借替＝申込時に既に同一種類の貸付を借受けている場合

（申込金額から未償還金を差し引いた金額が送金となります。）

7 申込金額、償還月額及び償還回数欄は、申込金額に応じ次の数字をそれぞれ記入してください。

ただし、150 万円及び 200 万円の貸付の申込金額は、一般資金貸付のみです。

申込金額欄	20 万円	30 万円	50 万円	100 万円		150 万円	200 万円
申込金額欄	020	030	050	100		150	200
償還月額欄	05077 (05000)	06115 (06000)	10192 (10000)	10383 (10000)	14272	21409	28545
償還回数欄	040	050	050	100	072 (一般のみ)	072 (一般のみ)	072 (一般のみ)

※ 償還月額欄の数字は、年利 0.9%、（ ）内は、無利息貸付の住宅災害資金及び訴訟資金の場合を掲載しております。

8 申込理由欄は、一般資金貸付以外の申込みの場合に記入してください。

9 金融機関名、支店名、金融機関コード、支店番号及び口座番号欄は、申込人本人の名義とし、預金通帳又は金融機関で確認の上、記入してください（当互助組合から広島銀行以外への振込には、振込手数料がかかるため、貸付金の受取金融機関には、できるだけ広島銀行 本・支店の口座をご指定いただきますようお願いいたします。）。

- 10 公立学校共済組合で借受中の全貸付金額（借受当初の金額）、毎月の償還金額は必ず記入してください。
借受金額がない場合は、全貸付金額欄へ「0」を記入してください。

- 11 資金借用証書には、借受金額に応じ次の収入印紙を貼付し、割印（認印）をしてください。

借受金額	20 万円 30 万円 50 万円	100 万円	150 万円 200 万円
収入印紙	400 円分	1,000 円分	2,000 円分

- 12 全ての貸付申込みに「資金貸付申込書」、「資金借用証書」及び「貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書」が必要となります。

その他に、貸付種類に応じた添付書類が必要です。

貸付種類		貸付事由	添付書類
一般資金貸付け		組合員が臨時に資金(住居又は土地の資金を除く。)を必要とするとき	添付書類は不要です。
特別資金貸付け	結婚	組合員、子、孫もしくは兄弟姉妹が結婚するために資金を必要とするとき	①挙式予約申込受理証明等の事実が確認できる書類 ②組合員との続柄が確認できる書類
	入学 修学	組合員、子、孫若しくは兄弟姉妹が学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校又は大学に入学又は修学するために資金を必要とするとき。 また、これに準ずる外国の教育機関のうち、入学し、修学する又は受講するための資金を必要とするとき	①入学許可書、合格通知書の写し又は在学証明書等の入学又は修学の事実が確認できる書類 ※ 外国の教育機関に係る貸付については、日本語訳の証明書を添付 ②組合員との続柄が確認できる書類
	医療	組合員、配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母が医療受けるために資金を必要とするとき	①医師の診断書等事実が確認できる書類 ②組合員との続柄が確認できる書類の写し
	葬祭	組合員が配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母の葬祭を行うために資金を必要とするとき	①死亡の事実が確認できる書類の写し ②組合員との続柄が確認できる書類
	海外研修	組合員が海外研修をするために資金を必要とするとき	旅行業者が発行する旅行引受書等海外研修の事実が確認できる書類の写し
	海外赴任	組合員が海外に赴任するために資金を必要とするとき	海外赴任の事実が確認できる書類の写し
住宅災害 資金貸付け		組合員が水震火災その他の非常災害により居住している住居に損害を受けて資金を必要とするとき	①罹災証明書等災害の事実が確認できる書類の写し ②工事請負契約書の写し又は工事見積書の写し若しくは売買契約書の写し ③住宅の登記事項証明書（本人名義でない場合は、住宅の名義人の工事承諾書の写し） ④住宅の平面図（修理の場合は修理箇所の図面）又は写真
訴訟資金貸付け		組合員が公務に関して訴訟を起こされたことにより資金を必要とするとき	訴状の写し等公務に関する訴訟の事実が確認できる書類

左記の添付書類に加えて理事長が必要と認める書類が必要な場合があります。

- 13 3枚とも記載及び押印（認印）等の漏れや間違いがないか再度確認の上、提出してください。
- 14 申込書等は片面印刷してください。

(運営規則第29条第1項関係)



所属コード								一般・特別・住宅災害・訴訟																資金貸付申込書										貸付区分(○で囲む)							
																																		新規・借替							
組合員氏名								貸付 種類	貸付番号						貸付年月日						申込金額						償還月額														
組合員証番号									年号	年	月	日																													
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34										
														令和								0				万円		0					円								
償還 回数		償還開始年月		年号		年		月		申 込 理 由	(一般資金貸付けの申込みの場合は、記入しないでください。)																														
35	36	37	38	39	40	41	42	令和																																	
受取金融機関 (本人名義)		金融機関名						支店名						金融機関 コード				支店コード			預金 種目	口座番号 (右詰で記入)																			
		銀行 金庫 組合 農協						本・支店 本・支所 出張所						71	72	73	74	75	76	77		78	79	80	81	82	83	84	85												
給料月額						円						公立学校共済組合で 借受中の貸付について						全貸付金額				万円																			
給料月額の30%に相当する額						円												毎月の償還金額				円																			
一般財団法人広島県教育職員互助組合運営規則に基づいて、上記の 金額を借り受けたいので申し込みます。 令和 年 月 日 一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長 様																																									
申 込 人	所 属 名						(TEL)																																		
	現 住 所																																								
	職 氏 名						印																																		
上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 所属長職氏名 職印																																									

収入
印紙

所 属 コー ド		一 般 ・ 特 別 ・ 住 宅 災 害 ・ 訴 訟										資 金 借 用 証 書							
組 合 員 氏 名		貸 付 決 定 番 号					借 受 年 月 日						借 受 金 額						
組 合 員 証 番 号							令 和		年		月		日		金				
		百 万		十 万		万			千		百		十		円				
		0		0		0		0		0		0		0					
		0		0		0		0		0		0		0					
		0		0		0		0		0		0		0					
		0		0		0		0		0		0		0					

一 般 財 団 法 人 広 島 県 教 育 職 員 互 助 組 合 運 営 規 則 （ 以 下 「 運 営 規 則 」 と い う 。 ） の
 定 め を 承 知 の 上 、 上 記 の 金 額 を 次 の 条 件 に よ り 借 用 し ま し た 。

- 1 利 率 は 、 月 0.075 パーセント（住宅災害資金及び訴訟資金にあつては無利息）としま
 す。
- 2 貸 付 金 及 び 利 息 は 、 運 営 規 則 第 37 条 の 規 定 に よ り 、 最 終 回 の 償 還 額 を 除 き 、 元 利 均 等 で
 毎 月 償 還 し ま す 。
- 3 借 受 人 が 組 合 員 の 資 格 を 喪 失 し た と き 又 は 申 し 込 み の 内 容 に 偽 り の あ る こ と が 認 め ら れ
 た と き は 、 未 償 還 元 利 金 相 当 額 を 即 時 に 償 還 し ま す 。
- 4 借 受 人 が 組 合 員 の 資 格 を 喪 失 し た と き は 、 退 職 手 当 及 び 互 助 組 合 の 給 付 金 か ら 未 償 還
 元 利 金 相 当 額 を 控 除 さ れ る こ と に 異 存 あ り ま せ ン 。

一 般 財 団 法 人 広 島 県 教 育 職 員 互 助 組 合 理 事 長 様

借 受 人	所 属 名	(TEL)
	現 住 所	
	職 氏 名	⑩

(運営規則第29条第1項関係)

⑤ 貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書

貴広島県教育職員互助組合へ申し込む下記1の貸付金について、一般財団法人広島県教育職員互助組合運営規則第23条に規定する貸付保険の適用を受けるにあたって、個人情報を下記2のとおり取り扱うことに同意します。

1 貸付金

貸付種別	一般、特別、住宅災害、訴訟 資金貸付
貸付申込金額	万円
貸付申込年月日	令和 年 月 日

2 貸付保険に係る個人情報の取扱い

一般財団法人広島県教育職員互助組合は、貸付保険に関して、借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人の債務不履行の可能性が極めて高い場合、当該借受人の個人情報を、以下のとおり第三者に提供します。

<提供先>

- ☐ 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

<提供先における個人情報の利用目的>

- ☐ 保険金の支払審査
☐ 債権の保全

<提供される個人情報の内容>

- ☐ 職名、氏名、年齢、住所、電話番号、給料月額及び申込理由等貸付申込書に記載されている事項
☐ 登記事項証明書等提出書類に記載されている事項
☐ 貸付原票等償還管理に必要な資料に記載されている事項
☐ 弁護士等及び裁判所からの債務整理に関して通知された事項
☐ その他損害保険会社が必要と認める書類に記載されている事項

※ 借受人に債務不履行が発生した場合とは、自己破産の申し立て若しくは民事再生の開始決定が行われた場合又は懲戒免職若しくは退職・退会で一括償還できない等により、償還が滞った場合をいいます。

借入人の債務不履行の可能性が極めて高い場合とは、弁護士等から債務整理の連絡、懲戒免職又は退職・退会で一括償還ができない等により、償還が滞った場合をいいます。

一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長 様

令和 年 月 日

同意者 (借受人)	所属名	TEL
	現住所	TEL
	職 名	
	氏 名	⑤